



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

---

(日文訳)

内外資企業及び個人の都市建設維持税と教育附加費制度統一に関する通達

国務院  
国発[2010]35号  
2010年10月18日

各省・自治区・直轄市の人民政府、国務院の各部委・各直属機関 御中

税制、公平な税負担を再統一し、平等な競争の外部環境を創出するため、第八次全国人民代表大会常務委員会第5回会議において採択された『全国人民代表大会常務委員会の外商投資企業および外国企業の増値税、消費税、営業税等税収暫定条例適用に関する決定』にもとづき、国務院は内

外資企業及び個人の都市建設維持税と教育附加費制度の統一を決定し、関係諸問題について以下の通り通達する。

2010年12月1日より、外商投資企業、外国企業及び外国籍個人に対し、国務院が1985年に公布した『中華人民共和国都市建設維持税暫定条例』と、1986年公布の『教育附加徴収の暫定規定』を適用する。同時に、1985年及び1986年以来、国務院と国務院の財税主管部門が公布した、都市建設維持税および教育附加に関する法規、規則、政策も、外商投資企業、外国企業および外国籍個人に適用する。

又、凡そ本通達と相矛盾する諸規定はこれを廃止する。